

令和 6 年 1 1 月 1 9 日

令和 6 年千葉市教育委員会会議第 1 1 回定例会

[議案書（2）]

議案第 1 8 7 号	1
議案第 1 8 8 号	5
議案第 1 8 9 号	2 7
議案第 1 9 0 号	2 9
議案第 1 9 1 号	3 1
議案第 1 9 2 号	3 5

千葉市教育委員会

議案第 1 8 7 号

令和 6 年度補正予算について（1 2 月補正）

令和 6 年度補正予算を定めることについて、次のとおり市長に申し出るものとする。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴 岡 克 彦

3 学校施設の環境整備

(1)【債務負担行為の設定】

ア 補正理由

学校施設の環境整備に係る実施設計等について、施工時期の平準化により、入札不調を抑制するため、本年度中に前倒しで契約できるように、債務負担行為を設定する。

イ 補正内容

事業名		限度額	対象校
1	大規模改造 実施設計	124,000千円	・小学校1校（西の谷小） ・中学校3校（貝塚中、越智中、泉谷中）
2	外部改修 実施設計	52,000千円	・中学校6校 （千城台西中、大宮中、幕張西中、土気南中、 轟町中、大椎中）
3	体育館冷暖房 設備整備 基本設計 実施設計	126,440千円	・中学校25校 （新宿中、末広中、星久喜中、川戸中、幕張本郷中、 朝日ヶ丘中、天戸中、犢橋中、こてはし台中、轟町中、 都賀中、千草台中、若松中、貝塚中、千城台西中、 更科中、大宮中、泉谷中、大椎中、土気南中、越智中、 幕張西中、幸町第一中、磯辺中、高浜中） ・高等学校1校（稲毛高等学校） ・特別支援学校3校 （養護学校、第二養護学校、高等特別支援学校）
合計		302,440千円	

<予 定>

令和6年度 学校施設の環境整備事業実施設計契約締結
 令和7年度 〃 実施設計着手～完了
 令和8年度 〃 工事契約～完了

(2)【繰越明許費の設定】

ア 補正理由

大規模改造実施設計が度々入札不調となり、本年度中の設計完了が困難となった。設計の再発注にあたり、適正な設計期間を確保するため、繰越明許費を設定する。

イ 補正内容

事業名	金額	内 容
大規模改造 実施設計	27,000千円	・中学校1校（小中台中）

<予 定>

令和6年度 大規模改造実施設計契約締結、実施設計着手
 令和7年度 〃 実施設計完了、工事契約締結、工事着手
 令和9年度 〃 工事完了

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

令和 6 年度補正予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 6 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 188 号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し出るものとする。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴 岡 克 彦

千葉市条例第 号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 千葉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年千葉市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 58.75」を「100 分の 61.25」に、「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 20 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に、「100 分の 58.75」を「100 分の 61.25」に改める。

別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 を次のように改める。

別表第 1

行政職給料表

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	177,400	205,200	240,200	268,300	297,100	334,400	382,900	451,600
	2	177,900	206,900	241,400	269,500	298,900	336,800	386,300	454,500
	3	178,400	208,600	242,600	270,700	300,700	339,200	389,700	457,400
	4	178,900	210,300	243,800	271,900	302,500	341,600	393,100	460,300
	5	179,400	211,700	244,700	273,000	304,300	343,800	396,200	463,200
	6	180,200	213,400	245,600	274,500	306,500	346,100	399,400	466,100
	7	181,000	215,100	246,500	276,000	308,700	348,400	402,600	469,000
	8	181,800	216,800	247,400	277,500	310,900	350,700	405,800	471,900
	9	182,400	218,300	248,300	278,700	312,900	352,900	409,000	474,700
	10	183,100	219,500	249,500	280,500	315,200	355,300	412,200	477,300
	11	183,800	220,700	250,700	282,300	317,500	357,700	415,400	479,900
	12	184,500	221,900	251,900	284,100	319,800	360,100	418,600	482,500
	13	185,200	222,800	253,100	285,700	321,900	362,500	421,700	485,000
	14	186,300	223,700	254,300	287,500	324,200	364,900	424,800	486,900
	15	187,400	224,600	255,500	289,300	326,500	367,300	427,900	488,800
	16	188,500	225,500	256,700	291,100	328,800	369,700	431,000	490,700
	17	189,300	226,200	257,900	292,800	331,000	371,800	433,900	492,500
	18	190,500	227,000	259,000	294,800	333,200	374,200	436,900	493,800
	19	191,700	227,800	260,100	296,800	335,400	376,600	439,900	495,100
	20	192,900	228,600	261,200	298,800	337,600	379,000	442,900	496,400
	21	194,000	229,100	262,300	300,700	339,500	381,100	445,600	497,600
	22	195,100	229,800	263,700	302,800	341,600	383,400	448,200	498,400
	23	196,200	230,500	265,100	304,900	343,700	385,700	450,800	499,200
	24	197,300	231,200	266,500	307,000	345,800	388,000	453,400	500,000
	25	198,100	231,800	267,800	308,900	347,700	390,200	456,000	500,700
	26	200,100	232,700	269,200	311,000	350,000	392,400	458,500	501,600
	27	202,100	233,600	270,600	313,100	352,300	394,600	461,000	502,500
	28	204,100	234,500	272,000	315,200	354,600	396,800	463,500	503,400
	29	206,000	235,300	273,400	317,200	356,900	398,700	465,800	504,100
	30	207,300	236,200	274,900	319,300	359,300	400,700	468,200	505,100
	31	208,600	237,100	276,400	321,400	361,700	402,700	470,600	506,100
	32	209,900	238,000	277,900	323,500	364,100	404,700	473,000	507,100
	33	211,200	238,800	279,400	325,500	366,400	406,500	475,100	508,000
	34	212,400	239,700	281,000	327,700	368,800	408,300	476,800	508,900
	35	213,600	240,600	282,600	329,900	371,200	410,100	478,500	509,800
	36	214,800	241,500	284,200	332,100	373,600	411,900	480,200	510,700
	37	215,800	242,200	285,600	334,300	375,700	413,500	481,800	511,400
	38	216,500	243,300	287,200	336,400	377,500	414,800	483,500	511,900
	39	217,200	244,400	288,800	338,500	379,300	416,100	485,200	512,400
	40	217,900	245,500	290,400	340,600	381,100	417,400	486,900	512,900

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	218,300	246,600	292,000	342,700	382,700	418,500	488,300	513,200
	42	218,900	247,700	293,900	344,600	384,300	419,600	489,300	513,700
	43	219,500	248,800	295,800	346,500	385,900	420,700	490,300	514,200
	44	220,100	249,900	297,700	348,400	387,500	421,800	491,300	514,700
	45	220,600	250,700	299,300	350,100	389,100	422,900	492,000	515,100
	46	221,200	252,000	301,100	352,000	390,600	423,800	493,000	515,700
	47	221,800	253,300	302,900	353,900	392,100	424,700	494,000	516,300
	48	222,400	254,600	304,700	355,800	393,600	425,600	495,000	516,900
	49	222,800	255,800	306,400	357,400	394,900	426,500	495,800	517,300
	50	223,400	257,000	308,300	359,000	396,200	427,100	496,800	517,900
	51	224,000	258,200	310,200	360,600	397,500	427,700	497,800	518,500
	52	224,600	259,400	312,100	362,200	398,800	428,300	498,800	519,100
	53	225,100	260,500	313,800	363,700	399,900	428,900	499,500	519,500
	54	225,800	261,900	315,600	365,400	400,900	429,600	500,100	520,100
	55	226,500	263,300	317,400	367,100	401,900	430,300	500,700	520,700
	56	227,200	264,700	319,200	368,800	402,900	431,000	501,300	521,300
	57	227,600	265,800	320,900	370,500	403,600	431,400	501,600	521,700
	58	228,300	267,000	322,700	372,100	404,400	432,000	502,200	522,300
	59	229,000	268,200	324,500	373,700	405,200	432,600	502,800	522,900
	60	229,700	269,400	326,300	375,300	406,000	433,200	503,400	523,500
	61	230,400	270,400	328,000	376,600	406,700	433,800	503,700	523,900
	62	230,900	271,700	329,800	378,100	407,300	434,400		
	63	231,400	273,000	331,600	379,600	407,900	435,000		
	64	231,900	274,300	333,400	381,100	408,500	435,600		
	65	232,400	275,500	335,000	382,300	409,000	436,200		
	66	233,100	276,700	336,700	383,500	409,500	436,800		
	67	233,800	277,900	338,400	384,700	410,000	437,400		
	68	234,500	279,100	340,100	385,900	410,500	438,000		
	69	234,900	280,300	341,600	387,000	410,900	438,500		
	70	235,900	281,700	343,300	388,000	411,400	439,100		
	71	236,900	283,100	345,000	389,000	411,900	439,700		
	72	237,900	284,500	346,700	390,000	412,400	440,300		
	73	238,800	285,600	348,400	390,900	412,700	440,800		
	74	239,500	287,000	349,900	391,700	413,000	441,400		
	75	240,200	288,400	351,400	392,500	413,400	442,000		
	76	240,900	289,800	352,900	393,300	413,800	442,600		
	77	241,500	291,100	354,100	394,100	414,000	442,900		
	78	242,200	292,500	355,200	394,800	414,400	443,500		
	79	242,900	293,900	356,300	395,500	414,900	444,100		
	80	243,600	295,300	357,400	396,200	415,400	444,700		
	81	244,200	296,400	358,500	396,800	415,800	445,000		
	82		297,800	359,500	397,400	416,600	445,500		
	83		299,200	360,500	398,000	417,400	446,000		
	84		300,600	361,500	398,600	418,200	446,500		
	85		301,700	362,500	399,100	418,700	446,900		

	86			363, 400	399, 700	419, 000	447, 400		
	87			364, 300	400, 300	419, 300	447, 900		
	88			365, 200	400, 900	419, 600	448, 400		
	89			366, 100	401, 500	419, 800	448, 900		
	90			366, 900	402, 100	420, 000	449, 400		
	91			367, 700	402, 500	420, 200	449, 900		
	92			368, 500	403, 000	420, 400	450, 400		
	93			369, 100	403, 500	420, 600	450, 800		
	94			369, 800	404, 000				
	95			370, 500	404, 500				
	96			371, 200	405, 000				
	97			371, 900	405, 400				
	98			372, 600	405, 900				
	99			373, 300	406, 400				
	100			374, 000	406, 900				
	101			374, 600	407, 200				
	102			375, 100	407, 500				
	103			375, 600	407, 800				
	104			376, 100	408, 100				
	105			376, 300	408, 300				
	106			376, 800	408, 500				
	107			377, 300	408, 700				
	108			377, 800	408, 900				
	109			378, 100	409, 200				
	110			378, 500					
	111			378, 900					
	112			379, 300					
	113			379, 500					
	114			379, 900					
	115			380, 300					
	116			380, 700					
	117			380, 800					
	118			381, 300					
	119			381, 700					
	120			382, 100					
	121			382, 400					
	122			382, 600					
	123			382, 800					
	124			383, 000					
	125			383, 100					
	126			383, 300					
	127			383, 500					
	128			383, 700					
	129			383, 900					
定 年		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月

前任 再 用 時 勤 務 員	額	額	額	額	額	額	額	額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	184,500	211,100	238,200	270,100	284,800	302,300	361,100	406,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第21条及び第22条の2に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第 2

教育職給料表

職 の 分	員 区 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	204,000	220,000	294,300	319,100	413,700
	2	205,600	222,000	296,300	321,500	415,100
	3	207,200	224,000	298,300	323,900	416,500
	4	208,800	226,000	300,300	326,300	417,900
	5	210,200	228,000	302,300	328,600	419,100
	6	211,800	230,100	304,200	330,800	420,500
	7	213,400	232,200	306,100	333,000	421,900
	8	215,000	234,300	308,000	335,200	423,300
	9	216,600	236,400	309,700	337,100	424,700
	10	218,400	239,100	311,800	339,400	426,100
	11	220,200	241,800	313,900	341,700	427,500
	12	222,000	244,500	316,000	344,000	428,900
	13	223,800	247,000	318,000	346,000	430,100
	14	225,700	248,600	319,700	347,400	431,500
	15	227,300	250,200	321,400	348,800	432,900
	16	229,500	251,800	323,100	350,200	434,300
	17	231,100	253,300	324,500	351,400	435,500
	18	234,100	254,300	326,400	353,300	436,800
	19	237,100	255,300	328,300	355,200	438,100
	20	240,100	256,300	330,200	357,100	439,400
	21	242,800	257,200	332,100	358,700	440,400
	22	245,000	258,400	334,000	360,100	441,700
	23	247,200	259,600	335,900	361,500	443,000
	24	249,400	260,800	337,800	362,900	444,300
	25	251,600	261,800	339,400	364,300	445,500
	26	252,900	263,300	341,200	365,600	446,700
	27	254,200	264,800	343,000	366,900	447,900
	28	255,500	266,300	344,800	368,200	449,100
	29	256,600	267,500	346,500	369,300	450,000
	30	257,900	269,700	347,900	370,300	450,900
	31	259,200	271,900	349,300	371,300	451,800
	32	260,500	274,100	350,700	372,300	452,700
	33	261,800	276,300	351,800	373,300	453,400
	34	263,100	278,200	353,400	374,600	453,900
	35	264,400	280,100	355,000	375,900	454,400
	36	265,700	282,000	356,600	377,200	454,900
	37	266,800	283,800	358,100	378,500	455,400
	38	267,900	285,500	359,200	379,800	455,900
	39	269,000	287,200	360,300	381,100	456,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職 員	40	270, 100	288, 900	361, 400	382, 400	456, 900
	41	271, 200	290, 600	362, 200	383, 400	457, 400
	42	272, 400	292, 100	363, 700	384, 700	457, 900
	43	273, 600	293, 600	365, 200	386, 000	458, 400
	44	274, 800	295, 100	366, 700	387, 300	458, 900
	45	275, 900	296, 600	368, 000	388, 300	459, 400
	46	277, 000	298, 200	369, 400	389, 700	459, 900
	47	278, 100	299, 800	370, 800	391, 100	460, 400
	48	279, 200	301, 400	372, 200	392, 500	460, 900
	49	280, 200	302, 900	373, 400	393, 700	461, 400
	50	281, 100	304, 500	374, 800	395, 000	
	51	282, 000	306, 100	376, 200	396, 300	
	52	282, 900	307, 700	377, 600	397, 600	
	53	283, 800	309, 200	378, 800	398, 800	461, 400
	54	284, 900	310, 900	380, 100	399, 900	
	55	286, 000	312, 600	381, 400	401, 000	
	56	287, 100	314, 300	382, 700	402, 100	
	57	288, 100	315, 900	383, 900	402, 900	461, 400
	58	289, 300	318, 000	385, 100	404, 100	
	59	290, 500	320, 100	386, 300	405, 300	
	60	291, 700	322, 200	387, 500	406, 500	
	61	292, 700	324, 200	388, 500	407, 400	461, 400
	62	293, 400	326, 100	389, 400	408, 600	
	63	294, 100	328, 000	390, 300	409, 800	
	64	294, 800	329, 900	391, 200	411, 000	
	65	295, 200	331, 700	392, 100	412, 100	461, 400
	66	296, 300	333, 500	393, 100	413, 200	
	67	297, 400	335, 300	394, 100	414, 300	
	68	298, 500	337, 100	395, 100	415, 400	
	69	299, 500	338, 900	395, 800	416, 400	461, 400
	70	300, 400	340, 400	396, 900	417, 500	
	71	301, 300	341, 900	398, 000	418, 600	
	72	302, 200	343, 400	399, 100	419, 700	
	73	302, 900	344, 900	400, 100	420, 600	461, 400
	74	303, 800	346, 400	401, 200	421, 200	
	75	304, 700	347, 900	402, 300	421, 800	
	76	305, 600	349, 400	403, 400	422, 400	
	77	306, 500	350, 600	404, 200	422, 900	461, 400
	78	307, 300	352, 200	405, 200	423, 300	
	79	308, 100	353, 800	406, 200	423, 700	
	80	308, 900	355, 400	407, 200	424, 100	
	81	309, 600	357, 000	407, 900	424, 400	461, 400
	82	310, 300	358, 500	408, 700	424, 800	

83	311,000	360,000	409,500	425,200
84	311,700	361,500	410,300	425,600
85	312,100	362,700	410,900	425,800
86	312,700	364,100	411,600	426,200
87	313,300	365,500	412,300	426,600
88	313,900	366,900	413,000	427,000
89	314,300	368,300	413,700	427,200
90	314,700	369,600	414,300	427,500
91	315,100	370,900	414,900	427,800
92	315,400	372,200	415,500	428,000
93	315,600	373,300	416,000	428,200
94	316,200	374,400	416,300	428,500
95	316,800	375,500	416,600	428,800
96	317,400	376,600	416,900	429,000
97	317,700	377,400	417,200	429,200
98	318,400	378,200	417,500	429,500
99	319,100	379,000	417,800	429,800
100	319,800	379,800	418,000	430,000
101	320,500	380,500	418,200	430,200
102	320,800	381,400	418,500	
103	321,100	382,300	418,800	
104	321,400	383,200	419,000	
105	321,700	384,000	419,200	
106	322,000	384,900	419,500	
107	322,300	385,800	419,800	
108	322,500	386,700	420,000	
109	322,700	387,500	420,200	
110	322,900	388,400		
111	323,100	389,300		
112	323,300	390,200		
113	323,500	390,900		
114	323,700	391,800		
115	323,900	392,700		
116	324,100	393,600		
117	324,200	394,400		
118	324,400	395,200		
119	324,600	396,000		
120	324,800	396,800		
121	325,000	397,300		
122	325,300	398,000		
123	325,500	398,700		
124	325,700	399,400		
125	325,900	400,100		

	126	326, 200	400, 800			
	127	326, 500	401, 500			
	128	326, 700	402, 200			
	129	326, 900	402, 600			
	130	327, 200	403, 100			
	131	327, 400	403, 600			
	132	327, 600	404, 100			
	133	327, 800	404, 500			
	134	328, 100	404, 800			
	135	328, 400	405, 100			
	136	328, 600	405, 400			
	137	328, 800	405, 700			
	138	329, 100	406, 000			
	139	329, 300	406, 300			
	140	329, 500	406, 600			
	141	329, 700	406, 900			
	142	330, 000	407, 200			
	143	330, 300	407, 500			
	144	330, 500	407, 800			
	145	330, 700	408, 000			
	146	331, 000	408, 300			
	147	331, 300	408, 600			
	148	331, 500	408, 800			
	149	331, 700	409, 000			
	150	332, 000	409, 300			
	151	332, 300	409, 600			
	152	332, 500	409, 800			
	153	332, 700	410, 000			
	154	333, 000	410, 300			
	155	333, 300	410, 600			
	156	333, 500	410, 800			
	157	333, 700	411, 000			
	158	334, 000	411, 300			
	159	334, 300	411, 600			
	160	334, 500	411, 800			
	161	334, 700	412, 000			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		233, 100	276, 700	303, 600	330, 300	411, 400

備考

1 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、

助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第4

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	425,000
3	475,000
4	539,000
5	617,000
6	721,000
7	841,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 千葉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の225」を「100分の235」に改める。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第4号中「24,000円」を「24,200円」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の235」を「100分の230」に改める。

（千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正）

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第22条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の

1 0 5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1

会計年度任用職員行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	177,400	205,200	240,200
2	177,900	206,900	241,400
3	178,400	208,600	242,600
4	178,900	210,300	243,800
5	179,400	211,700	244,700
6	180,200	213,400	245,600
7	181,000	215,100	246,500
8	181,800	216,800	247,400
9	182,400	218,300	248,300
10	183,100	219,500	249,500
11	183,800	220,700	250,700
12	184,500	221,900	251,900
13	185,200	222,800	253,100
14	186,300	223,700	254,300
15	187,400	224,600	255,500
16	188,500	225,500	256,700
17	189,300	226,200	257,900
18	190,500	227,000	259,000
19	191,700	227,800	260,100
20	192,900	228,600	261,200
21	194,000	229,100	262,300
22	195,100	229,800	263,700
23	196,200	230,500	265,100
24	197,300	231,200	266,500
25	198,100	231,800	267,800
26	200,100	232,700	269,200
27	202,100	233,600	270,600
28	204,100	234,500	272,000
29	206,000	235,300	273,400
30	207,300	236,200	274,900
31	208,600	237,100	276,400
32	209,900	238,000	277,900
33	211,200	238,800	279,400
34	212,400	239,700	281,000
35	213,600	240,600	282,600
36	214,800	241,500	284,200
37	215,800	242,200	285,600
38	216,500	243,300	287,200
39	217,200	244,400	288,800
40	217,900	245,500	290,400
41	218,300	246,600	292,000
42	218,900	247,700	293,900

43	219,500	248,800	295,800
44	220,100	249,900	297,700
45	220,600	250,700	299,300
46	221,200	252,000	301,100
47	221,800	253,300	302,900
48	222,400	254,600	304,700
49	222,800	255,800	306,400
50	223,400	257,000	308,300
51	224,000	258,200	310,200
52	224,600	259,400	312,100
53	225,100	260,500	313,800
54	225,800	261,900	315,600
55	226,500	263,300	317,400
56	227,200	264,700	319,200
57	227,600	265,800	320,900
58	228,300	267,000	322,700
59	229,000	268,200	324,500
60	229,700	269,400	326,300
61	230,400	270,400	328,000
62	230,900	271,700	329,800
63	231,400	273,000	331,600
64	231,900	274,300	333,400
65	232,400	275,500	335,000
66	233,100	276,700	336,700
67	233,800	277,900	338,400
68	234,500	279,100	340,100
69	234,900	280,300	341,600
70	235,900	281,700	343,300
71	236,900	283,100	345,000
72	237,900	284,500	346,700
73	238,800	285,600	348,400
74	239,500	287,000	349,900
75	240,200	288,400	351,400
76	240,900	289,800	352,900
77	241,500	291,100	354,100
78	242,200	292,500	355,200
79	242,900	293,900	356,300
80	243,600	295,300	357,400
81	244,200	296,400	358,500
82		297,800	359,500
83		299,200	360,500
84		300,600	361,500
85		301,700	362,500
86			363,400
87			364,300
88			365,200

89		366,100
90		366,900
91		367,700
92		368,500
93		369,100
94		369,800
95		370,500
96		371,200
97		371,900
98		372,600
99		373,300
100		374,000
101		374,600
102		375,100
103		375,600
104		376,100
105		376,300
106		376,800
107		377,300
108		377,800
109		378,100
110		378,500
111		378,900
112		379,300
113		379,500
114		379,900
115		380,300
116		380,700
117		380,800
118		381,300
119		381,700
120		382,100
121		382,400
122		382,600
123		382,800
124		383,000
125		383,100
126		383,300
127		383,500
128		383,700
129		383,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員（第２７条及び第２８条に規定する会計年度任用職員を除く。）に適用する。

別表第2

会計年度任用職員教育職給料表

職務 の級	1 級
号 給	給 料 月 額
	円
1	204,000
2	205,600
3	207,200
4	208,800
5	210,200
6	211,800
7	213,400
8	215,000
9	216,600
10	218,400
11	220,200
12	222,000
13	223,800
14	225,700
15	227,300
16	229,500
17	231,100
18	234,100
19	237,100
20	240,100
21	242,800
22	245,000
23	247,200
24	249,400
25	251,600
26	252,900
27	254,200
28	255,500
29	256,600
30	257,900
31	259,200
32	260,500
33	261,800
34	263,100
35	264,400
36	265,700
37	266,800
38	267,900
39	269,000
40	270,100

41	271, 200
42	272, 400
43	273, 600
44	274, 800
45	275, 900
46	277, 000
47	278, 100
48	279, 200
49	280, 200
50	281, 100
51	282, 000
52	282, 900
53	283, 800
54	284, 900
55	286, 000
56	287, 100
57	288, 100
58	289, 300
59	290, 500
60	291, 700
61	292, 700
62	293, 400
63	294, 100
64	294, 800
65	295, 200
66	296, 300
67	297, 400
68	298, 500
69	299, 500
70	300, 400
71	301, 300
72	302, 200
73	302, 900
74	303, 800
75	304, 700
76	305, 600
77	306, 500
78	307, 300
79	308, 100
80	308, 900
81	309, 600
82	310, 300
83	311, 000
84	311, 700
85	312, 100

86	312, 700
87	313, 300
88	313, 900
89	314, 300
90	314, 700
91	315, 100
92	315, 400
93	315, 600
94	316, 200
95	316, 800
96	317, 400
97	317, 700
98	318, 400
99	319, 100
100	319, 800
101	320, 500
102	320, 800
103	321, 100
104	321, 400
105	321, 700
106	322, 000
107	322, 300
108	322, 500
109	322, 700
110	322, 900
111	323, 100
112	323, 300
113	323, 500
114	323, 700
115	323, 900
116	324, 100
117	324, 200
118	324, 400
119	324, 600
120	324, 800
121	325, 000
122	325, 300
123	325, 500
124	325, 700
125	325, 900
126	326, 200
127	326, 500
128	326, 700
129	326, 900
130	327, 200

131	327, 400
132	327, 600
133	327, 800
134	328, 100
135	328, 400
136	328, 600
137	328, 800
138	329, 100
139	329, 300
140	329, 500
141	329, 700
142	330, 000
143	330, 300
144	330, 500
145	330, 700
146	331, 000
147	331, 300
148	331, 500
149	331, 700
150	332, 000
151	332, 300
152	332, 500
153	332, 700
154	333, 000
155	333, 300
156	333, 500
157	333, 700
158	334, 000
159	334, 300
160	334, 500
161	334, 700

備考 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭その他の会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市職員の給与に関する条例（以下の項及び次項において「改正後の給与条例」という。）第9条第1項第1号及び別表第1から別表第4までの規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項第1号及び第2号の規定並びに第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）第3条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の千葉市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

議 案 説 明

人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与改定を行うとともに、特別職の期末手当を引き上げるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

議案第 189 号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し出るものとする。

令和 6 年 1 月 19 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市条例第 号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 37 年千葉市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（29）災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当

第 18 条中「災害時において」を「災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された災害その他市長が認める災害に限る。次条並びに別表第 2 第 28 項及び第 29 項において同じ。）が発生した本市の区域内の地域において」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当）
第 18 条の 2 災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当は、災害が発生した本市の区域外の地域に派遣される職員（消防職員又は当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）が、災害応急対策又は災害復旧のために行う業務に従事したときに支給する。

第 20 条第 1 項中「第 18 条」を「第 18 条の 2」に改める。

別表第 2 第 28 項中「250 円」を「710 円」に改め、同表に次のように加える。

(29) 災害時における 応急対策等のため に派遣される職員の 特殊勤務手当	第18条の2の業務	日額1,080円
---	-----------	----------

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

〜〜

議 案 説 明

災害時における外勤作業に係る特殊勤務手当の額を引き上げるとともに、災害応急対策等を行うため、災害が発生した本市の区域外の地域に派遣される職員に新たに特殊勤務手当を支給することとするため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

議案第 190 号

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するよう市長に申し出るものとする。

令和 6 年 1 月 19 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦
記

- 1 工 事 名 千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その 2）
- 2 施工場所 千葉市美浜区高浜 3 丁目 1 番 1 号
- 3 工事概要 （1）内部改修一式
（2）屋上防水改修一式
（3）外壁改修一式
（4）エレベータ棟等増築
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 657,800,000 円
- 6 工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 10 日まで
- 7 請 負 者 千葉市中央区富士見 1 丁目 15 番 8 号
杉田・五稜建設共同企業体
代表者 千葉市中央区富士見 1 丁目 15 番 8 号
杉田建設株式会社
代表取締役 岡部 一郎
千葉市若葉区源町 107 番地
五稜建設株式会社
代表取締役 寺谷 誠臣

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その２）を行うための工事請負契約を締結するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第８条第６号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 9 1 号

議決事件の一部変更について

令和 5 年 9 月 1 9 日議決された「千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その 1）」中、次のとおり契約金額を変更するよう市長に申し出るものとする。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴 岡 克 彦

1 契約金額

変更前 1, 2 4 9, 6 0 0, 0 0 0 円

変更後 1, 2 8 5, 4 5 3, 4 0 0 円

(参考)

議案第101号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工 事 名 千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その1）
- 2 施工場所 千葉市美浜区高浜3丁目1番1号
- 3 工事概要 (1) 内部改修一式
(2) 屋上防水改修一式
(3) 外壁改修一式
(4) エレベータ棟及び給食受取室等増築
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 1,249,600,000円
- 6 工 期 契約締結日の翌日から令和7年3月17日まで
- 7 請 負 者 千葉市中央区富士見1丁目15番8号
杉田・五稜建設共同企業体
代表者 千葉市中央区富士見1丁目15番8号
杉田建設株式会社
代表取締役 岡部 一郎
千葉市若葉区源町107番地
五稜建設株式会社
代表取締役 寺谷 誠臣

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その１）に係る工事請負契約の契約金額を変更するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第８条第６号の規定に基づき、議決を求めるものがあります。

議案第 1 9 2 号

議決事件の一部変更について

令和 5 年 9 月 1 9 日議決された「千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造電気設備工事（その 1）」中、次のとおり契約金額を変更するよう市長に申し出るものとする。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴 岡 克 彦

1 契約金額

変更前 3 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円

変更後 3 4 4, 7 3 2, 3 0 0 円

(参考)

議案第102号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工事名 千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造電気設備工事
(その1)
- 2 施工場所 千葉市美浜区高浜3丁目1番1号
- 3 工事概要 (1) 受変電設備改修一式
(2) 幹線設備改修一式
(3) 動力設備改修一式
(4) 電灯設備改修一式
(5) 構内配電線路改修一式
(6) 弱電設備改修一式
(7) 自動火災報知設備改修一式
(8) 外構改修一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 330,000,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から令和7年2月6日まで
- 7 請負者 千葉市若葉区小倉町882番地20
富田・環テク建設共同企業体
代表者 千葉市若葉区小倉町882番地20
富田電機工業株式会社
代表取締役 富田 一郎
千葉市若葉区桜木6丁目2番2号
環境テクノス株式会社
代表取締役 塚田 浩康

〜〜

議 案 説 明

稲毛国際中等教育学校大規模改造電気設備工事（その１）に係る工事請負契約の契約金額を変更するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第８条第６号の規定に基づき、議決を求めるものであります。